



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次

○ 告示

- 432 海南市、紀美野町、紀の川市、有田川町、日高川町、新宮市及び串本町に係る農業振興地域の区域の変更等
(農林水産総務課)

告 示

和歌山県告示第432号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定に基づき、海南市、紀美野町、紀の川市、有田川町、日高川町、新宮市及び串本町に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、昭和45年和歌山県告示第213号の那賀町、昭和46年和歌山県告示第44号の下津町、昭和47年和歌山県告示第136号の川辺町、昭和47年和歌山県告示第205号の美里町、昭和47年和歌山県告示第898号の粉河町及び中津村、昭和48年和歌山県告示第748号の清水町、昭和56年和歌山県告示第119号の野上町、打田町、貴志川町、桃山町及び金屋町、昭和61年和歌山県告示第306号の美山村、昭和62年和歌山県告示第14号の吉備町、昭和62年和歌山県告示第67号の串本町、平成元年和歌山県告示第484号の古座町、平成2年和歌山県告示第189号の海南市、平成2年和歌山県告示第481号の熊野川町並びに平成5年和歌山県告示第474号の新宮市に係る部分を削除する。

その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び関係振興局産業振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

地 域 名	農業振興地域の区域
海南地域	<p>海南市のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 岡田、日方、井田、多田、藤白、鳥居、別所、海老谷、赤沼、上谷、ひや水、次ヶ谷、野上新、九品寺、椋木、溝ノ口、別院、野尻、下津野、原野、孟子、高津、野上中及び七山の全域</p> <p>(2) 黒江のうち中ノ坪、尾山、新田、笹尾谷、北裏、小堀、鳥坂、江奈ノ谷及び乾谷、且来のうち子城ノ内、大荒田、石丁、樋詰、榊、北塚、妙見、門田、野田、神田、北山、公門垣内、井ノ浦、牛神、山内、経伝谷、山出、馬場、仲、南塚、高野田、田中、大峯、六反田、下垣内、辻の谷、脇田、芝崎、大場、上公、小ノ坂、神子谷及び玄</p>

上、大野中のうち善定寺、山王、西ノ谷、神楽岩、小山、舟ノ巣及び南山、山田のうち才ノ神、中裾、大明神及び菖蒲谷、幡川のうち雨守、上九修、下九修、藤原、島居田、池ノ谷、奥ノ谷、砂取、薬師前、鐘石、横田、中山及び内畠、小野田のうち下垣内、後関、森谷、上佃、佃、丸山、八反田、廻り谷、切池尻、鎌谷、芦谷、柳ヶ谷、岩切、尾鼻、三ノ台、三ノ谷、青イ谷、竹ノ森、中谷、上ノ宮、東村、土屋垣内、奥ノ谷、奥山、池ノ尻、馬場添、船橋、天満、中垣内、堂ノ田和、城山、五紋、奥ノ垣内、鍔初、道ノ上、西ノ前、栗坪、戸田、大町、山本、西村、北ノ前、北台、下瓦屋、駒ヶ谷、上瓦屋、西中谷、西山北原、向山、西山南原、鰐田北原、鰐田南原、南山、高倉、風呂山、奥山南谷、奥山北谷、笹山及び尾下り、冷水のうち白紙、東焼尾及び西焼尾、扱沢のうち谷田、岡ノ後、道下、コエド、ナノラ及び宮ノ谷、東畑のうち柳谷、柿戸、南柿戸、藤渕、半道、桑原、大北、不動尾、小久保、猪ノ尻、淀、八奴前、餅田、宮ノ上、住谷、猪ノ谷、赤井、戎谷、寺尾、谷ノ前、上平野、下平野、六地蔵、下山、雨池、東裏、上東裏、沖ノ琴、道田、白樺、長畑、中添、長道、神田原、平野尾、半道原、柳曾原及び寺尾原、重根のうち車瀬谷、大畑奥、新池奥、岡、小下田畑、岩谷、嶽、藪田及び上出原、坂井のうち龍尾、西青田、長手、玉輪山、奥ノ谷、北峯山、大谷、岩切、峯山、足渕山及び南山、沖野々のうち辺崎、新田原、奥ノ谷、才ノ神、石原、横山、田和原、北山、御影堂、太鼓畑及び切池並びに木津のうち椿谷、皿畠町、芝崎、山本、葉山、柳ノ本、中谷、中山、赤池、大丸山、吉谷、吉瀬及び南山の全域

(3) 大野中のうち山田及び牛神、山田のうち東山、幡川のうち下シ谷、扱沢のうち細田、赤松及び山畑、東畑のうち柿戸原及び猪ノ谷原、重根のうち下村前、大谷、大谷奥、阪東垣内、下村、伏山、菖蒲、上西垣内、上椎原、中椎原及び田津原、坂井のうち塩ノ谷、湯ノ谷、龍部、池ノ内、平尾、庵之峰、有原、大西、東青田、道場山、山田奥、淨光寺原、久保、東坪及び北山、沖野のうち越前、小山、ハビケ谷及び西ノ口並びに木津のうち高白、堂谷、水落、鴻ノ巣及び中山の一部に該当する区域

(4) 下津町大字笠畑、興、引尾、百垣内、曾根田、大塙、沓掛、市坪、橋本、青枝、小松原、中、小南、梅田、下、塩津、丁、黒田、丸田、大崎、鰐川、小原、小畠及び上の全城

(5) 下津町大字方のうち字丸尾、馬瀬、大久保、向山、箱屋、中尾、元塩浜、浜田、北原、鯨、妙見、中島、田中、宮ノ前、ダラニ、サクラ、山崎、小島谷、宮ノ谷、大谷、大谷前、谷奥及び波床並びに下津町大字下津のうち字柳谷、水主谷、田足、大久保、西上、西路、西谷、宮の後、油谷、小丸

和歌山県報 号外 (2)

平成 19 年 3 月 30 日 (金曜日)

	<p>坊、峠、大將軍、高畑、鰐川口、袋谷、冷水郷、神前、神田、虫上及び梅田の全域 (6) 下津町大字方のうち字硯及び横綱代並びに下津町大字下津のうち字沖山、メ木、脇の浜及び楠戸の一部に該当する当該大字の区域</p>	<p>びイラ原、大字養津呂のうち字深山、大平、津呂及び大畑、大字花野原のうち字鍋谷、真砂原及び峡谷、大字初生谷のうち字奥稻村、北山、西ノ戸、鯉谷、芦谷、瀧本及び谷口、大字円明地のうち字ショウダ及び向原、大字四郷のうち字西ノ谷、居垣内、事ナシ及び小松原、大字勝谷のうち字上カラタケ、カラタケ、近山、峠谷、オンヂ、西ノ門及び長峰、大字箕六のうち字上町及び大峯、大字上ヶ井のうち字久保浦、中内及び上手、大字鎌滝のうち字上隠地、大字赤木のうち字上通、大字高畑のうち字鎌倉谷、大字桂瀬のうち字中野谷、大字今西のうち字湧上、柄尾及び小原、大字谷のうち字昔ノ谷、岩花、日浦、鎌倉、谷垣内、中尾、桂畑、切穴、隠地及び堂ノ原、大字中のうち字栗ノ木浴及び平原、大字滝ノ川のうち字水ノ川、西原、鮎ノ原、村貝及び外ノ久保、大字毛原下のうち字城山、小久保、滝ノ奥、平原谷、岩瀬、大岩浴、石尾、石垣内、鳥帽子岩及びナメラ滝、大字小西のうち字大西、吉原、朝日、柳原及び三口原、大字毛原中のうち字滝本、越打、古市上之切及び前堀垣内、大字毛原宮のうち字犬飼谷、大字毛原上のうち字尊坊、平垣、丸山、亀山、鶴山、小金岩、大京地、粟坊及び栗石並びに大字長谷宮のうち字柳盛山、高城谷、北谷、西谷、坂ノ谷、祭賀崎、長盛、内峠、狸尾、狼谷、馬場向、月盛及び柳生谷の一部に該当する当該大字の区域</p>
紀美野地域	<p>紀美野町のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 大字下佐々、動木、小畑、柴目、長谷、松瀬、釜滝、西野、東野、吉野、福井及び坂本の全域</p> <p>(2) 大字奥佐々のうち字馬場通、西岡、中ノ切、美濃林、出水、嶽ヶ、森ノ浴、中尾、高木、村田、流谷及び柳添、大字中田のうち字嶋、有本、中坪、尾保手、横谷、横野、大垣内、道永、田尻、赤平田、下西、赤井、浴田、岡、田中、恩地、内田及び山頭、大字梅本のうち字木津垣内、六反田、宮ノ本、下前、谷瀬、久保田、西ノ口、山口、上畑、向山、下永尾、深山谷及び水ノ本並びに大字国木原のうち字奥開、寺垣内、中尾原、西ノ谷、東谷、三山谷、応神峰、東水ヶ本、梶ノ子及び東峰の全域</p> <p>(3) 大字奥佐々のうち字葛葉、大字中田のうち字新庄奥、上西、恩田、丸山、滝山、中尾及び東後並びに大字梅本のうち字窪奥、上永尾、丸岩、東柳沢及び西柳沢の一部に該当する当該大字の区域</p> <p>(4) 大字福田、永谷、神野市場、野中、安井、南畑、樋下、津川、明添、大角、三尾川、松ヶ峯、菅沢及び田の全域</p> <p>(5) 大字井堰のうち字中家垣内、森脇、岡田及び久木原、大字養垣内のうち字芝垣内、東垣内、土井ノ内、東幕谷、北前田及び溝落、大字真国宮のうち字洗戸、上段、妙見、丸山、宮垣内、キネリ、山本、三木ノ本及び宮前、大字養津呂のうち字八幡垣内、ササミ谷、岡下、板垣内、奥ノ谷、山道、コノ谷、カケオ田、野間の瀬及び寺垣内、大字花野原のうち字垣内、カケ、寺垣内及び奥ノ谷、大字初生谷のうち字ユヤノ谷、口稻村、尾筋、中山、山下、北原、中尾、上岡及び東畑、大字円明寺のうち字居垣内及び平野、大字勝谷のうち字上ノサキ、大字箕六のうち字焼尾谷、谷西、谷東、西原及び上厚、大字上ヶ井のうち字上ヶ井谷、日裏原、中筋、西原、小松及び西久保、大字鎌滝のうち字日裏、恩徳及び下隠地、大字赤木のうち字井原上、井原下及び下通、大字高畑のうち字上浦及び下浦、大字桂瀬のうち字垣内及び平の垣内、大字今西のうち字川北、橋向及び溝下、大字谷のうち字三ツ谷、大井坪、松尾谷及び榆ノ木、大字中のうち字林家、下谷、阿弥陀谷、今井田及び夢山、大字滝ノ川のうち字平浦、滝畑、東尾、青貝及び森屋、大字毛原下のうち字山戸、谷垣内、赤岩、下峯、流田、七ッ岩、小別当、平岩、赤地、長谷尾及び神田、大字毛原中のうち字岡ノ段、神崎、道浦下ノ切、古市中ノ切及び桶谷、大字毛原宮のうち字界西、界西谷、吉垣内、北垣内、梅瀬垣内、犬飼垣内、宮垣内、明賀口及び南山栄、大字毛原上のうち字五反田、万京及び大和並びに大字長谷宮のうち字中露、天狗山及び嶽原の全域</p> <p>(6) 大字井堰のうち字谷口、奥ノ谷及び吉井原、大字養垣内のうち字西幕谷及び山本、大字真国宮のうち字ナコタ、奥山、柳谷及</p>	<p>紀の川地域</p> <p>紀の川市のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 窪、高野、黒土、広野、赤尾、田中馬場、花野、尾崎、畠之上、中井阪、下井阪、西井阪、南中、北大井、南勢田、北勢田、重行、池田新、北中、神領、東山田、登尾、枇杷谷、豊田、東三谷、中三谷、東国分及び古和田の全域</p> <p>(2) 上野のうち字名賀及び前島、打田のうち字城ノ本、出山及び柳島、竹房のうち字沼、高瀬、小田、嶋ノ上、堂坂、迫間、山添、立花、阿弥陀、堂ノ上、大一平、西平、三前平、焼平、白石、扇平、鳥谷及び五百谷、東大井のうち角田、正覚、東山、八千堂、上水及び栗嶋、久留壁のうち八反田、西大井のうち字新池尻、西原、乗塚、蘇鉄尻及び天水待、西山田のうち字尾崎、深ヶ及び山添、中畑のうち字井谷及び木平、今畑のうち字東畑、弓場、棟、但馬、谷、葛谷、煙草、三知口及び奥出並びに西三谷のうち字東八光、西八光、砂山、高橋前、善光、添垣内、石畑毛、中筋、北松原、平松、藤ノ木、下地円坊及び花折の全域</p> <p>(3) 上野のうち字名草、堺野、上野山、横辻及び狭間、打田のうち字上芝、岸田、小門、楽池、天王、福垣内、鳥池、神領浦及び八王子、竹房のうち字奥山、寺山及び最初、久留壁のうち字尾崎及び農末、西大井のうち字南前及び波分、西山田のうち字蔭地ヶ原及び添畑、神通のうち字村内、西浦、東谷及び稻尾、中畑のうち字村内、西浦、立石、猪谷、梶尾谷、滝谷及び神子平、今畑のうち字後明、西ノ平及び前渓、東大井のうち字下司明並びに西三谷のうち字横谷、不動寺、塩谷、高松、内谷及び上地円坊の一部に該当する区域</p> <p>(4) 貴志川町井ノ口、高尾、国主、神戸、上野山、前田、丸栖、北山、長原、鳥居及び</p>

<p>西山の全域</p> <p>(5) 貴志川町長山のうち字笛ヶ田和、的場谷、奥の谷、瀧ヶ内、野田谷、東畑、柳の手浦及び五反田、貴志川町岸宮のうち字鳥羽、宮西、西ノ野、原池、八岡、南野及び桃原、貴志川町尼寺のうち字大田、古荒山、尼岡及び浦ノ坪、貴志川町北のうち字市場、籠田、左近垣内、楠田、坊垣内、南平、中島及び深田並びに貴志川町岸小野のうち字中嶋、北垣内、南垣内、前嶋、深見、梅ノ段、細尾垣内、細尾、梅尾、木ト平、番頭谷、深山谷及び余木谷の全域</p> <p>(6) 貴志川町長山のうち字峯の手、荒子谷、森本、里ノ内及び弁時、貴志川町岸宮のうち字平ノ谷、貴志川町尼寺のうち字茶屋御殿、白岩、鎌多山及び平原、貴志川町北のうち字大谷並びに貴志川町岸小野のうち字堂ヶ谷、鷹ノ巣、川端、我田我田及び真名池谷の一部に該当する区域</p> <p>(7) 桃山町市場、元、段、段新田、神田、最上、大原、黒川、野田原、脇谷及び垣内の全域</p> <p>(8) 桃山町調月のうち字北嶋、高嶋、添田、後嶋、城ノ段、山ノ上、北上ノ台、前嶋、宮垣内、宮ノ前、南上ノ台、尼岡、奥新田、山人平、東美濃嶋、貴志堺、稻葉段、金性谷、山田、田ノ谷、富士谷、段、広田、田津ノ木、西美濃嶋、中嶋、北山、南山及び佛谷、桃山町善田のうち字惣田、トジカミ、滝山、美濃山、横山、長田及び垣内、桃山町峰のうち字北谷、居垣内及び瀬ノ谷並びに桃山町中畠のうち字隠谷、井手、瀬ノ谷、居垣内及び峠谷の全域</p> <p>(9) 桃山町調月のうち字里子谷、桃山町峰のうち字深山及び桃山町善田のうち字愛子の一部に該当する区域</p> <p>(10) 東川原、西川原、野上、馬宿、下丹生谷、上丹生谷、東野、井田、猪垣、藤井、東毛、中山、松井、島、深田、別所、上田井、長田中、南志野、北長田、風市、荒見、杉原及び遠方の全域</p> <p>(11) 中津川のうち字後谷、三倉谷、東柳谷、西谷、西谷中尾、西馬坂、西柳谷、東馬坂、護摩谷、極樂尾、万燈籠山、安滝、岩鼻、助谷、川久保、桧木森、上ノ井、貝谷、向平、児津子、下柚ノ原、西原、譲羽、大池尻、杼谷、笛平、狐谷、桜谷、觀音尾、下茶屋、一心平中柚ノ原、奥柚ノ原、井戸谷、富士谷、長谷、摺鉢、岩くすべ、桃木谷、美濃谷、清水洛、狸尾、中後、打越、下茶屋尾、柄谷、藤尾谷及び藤尾平、粉河のうち字東前田、御所芝、舞田、宮谷、中岡、大平、下谷田、西岡、北垣内、東大道端、西大道端、上打田、下打田、西の窪、深堀及び這原、北志野のうち字八王子、西垣内、寺前、蔵垣内、清五郎、東垣内、長手、宮池尻、西側、櫻、脇田、向田及び笠松、勝神のうち字山本、東山田、谷筋、西山田、下中越、西筋、東筋、東中越、中筋、上中越及び垣内、上鞘淵のうち字鳥淵、坪井、日高、西清川、鳥淵谷、山戸垣内、井谷原、東原、有原、田間、日高谷、周家、大平、向原、向澤、井ノ谷、大和谷、笠神、大垣内、大谷、林垣内、樅原、奥澤、向地、南地、小野田、小林、北原、西垣内、向谷および神谷、中鞘淵のうち字中瀬、本川、岩瀬、中ノ組、馬場、中野北、中野南及び崎林並びに下鞘淵のうち字境石、神路谷、畠野、新子、上ノ垣内、大西、和田</p>	<p>、西谷、彦谷口、露谷及び高原の全域</p> <p>(12) 中津川のうち字夙の前、トヨコ谷及び西平、粉河のうち字植田、三尊寺、弥谷、寺川、別所谷、薬師谷、矢倉、須川及び中川、北志野のうち字奥山、勝神のうち字龍門山、上鞘淵のうち字清川、久保、西原、南垣内及び矢戸戸、中鞘淵のうち字滝の上、宮の下、安野、北澤、北所、前田、堂前、上沢、米の郷及び石神並びに下鞘淵のうち字唐谷及び平ノ原の一部に該当する当該の区域</p> <p>(13) 赤沼田、横谷、麻生津中、北涌、平野、名手上、江川中、名手下、西脇、王子、藤崎、穴伏及び西野山の全域</p> <p>(14) 那賀、名手市場のうち字丹過、前田、黒代、小島、露口、庄屋及び風呂谷、名手西野のうち字東合楽、杉ノ森及び西川並びに後田字幅田の一部に該当する区域</p> <p>(15) 切畠のうち地域森林計画の樹立等に関する規程(昭和43年農林省訓令第45号)第3条に基づき定められた民有林の林班番号(旧上名手村の林班番号)11番から14番までに該当する区域を除いた区域</p>
<p>有田川地域</p>	<p>有田川町のうち次に掲げる区域であって、別図で示す部分</p> <p>(1) 大字植野、奥、熊井、尾中、角、長田、上中島、田角、賢、田口、大谷、井口、東丹生図、西丹生図、吉見、糸川、松原、歡喜寺、丹生、糸野、下六川、黒松、長谷川、伏羊、立石、谷、岩野河、川口、青田、沼田、大西、大蘭、延坂、尾上、小原、本堂、有原、中峯及び西ヶ峯の全域</p> <p>(2) 大字天満のうち字辰巳垣内町、池ノ内町及び池ノ裏町、大字下津野のうち字矢田、加門、小芝、北久保、反橋、冷田、隅田、藤六、広垣内、西垣内、北垣内、平木垣内、正保垣内、大門、垣添、総中、才ノ神、陀羅尼、金屋、塚田、東野、南高野、神田、花井田、森下、豊田、沼ノ内、長繩手、高瀬、庚申垣内、鳥居前、土龜橋、中吉、西俗、地藏免、政恵、越水、中芝、廣野、未廣、小池谷、備後谷、堂ヶ谷、宮ノ谷、平見及び畠ノ谷、大字明王寺のうち字谷、北山、南山及び池ノ奥、大字水尻のうち字西坪、久道、牛谷、和井橋、南中、岩ノ谷、宮ノ谷、池奥、眞砂谷、笛尾、大仙谷、赤尾、玉坪、岡坪、辻は田、八代ノ坪、垣内、西は田、堀内、柿ノ本、中ノ坪、池之芝、堂ヶ谷、前向、向山及び扇谷、大字野田のうち字古田、高廣、政田、取穂、堂ノ浦、櫛、今城、清水、堀ノ上及び西久保、大字土生のうち字有の木、新谷ノ段、北林、ハダ、林ノ前、井手、滝ノ浦、片山下、芝ノ段、城山、池下ノ段、戸ノ上、比丘尼谷、新田、東谷、風呂谷及び前山、大字小島のうち字東郷、後畠田、内畠、中垣内、西垣内、西久保、西坪、西川原、川原坪、中坪、東坪、西三田、下三田、南深、向山、薬師谷、南谷、産埋尾、夙谷、笛尾、落シ谷及び大谷、大字大賀畑のうち字新坊、谷合、西ノ前、西岡、西ノ奥、西原、荒堀、木原、東谷、堂ノ端、上垣内、猪ノ谷及び東山、大字長谷のうち字下深峠、上深峠、笛尾、瀧ノ尻、小藪、三味尾、井ノ尻、當在、東山、猪向、枇杷谷、掛畠、向エ、磨の前及び薊谷、大字船坂のうち字新田、岩ノ坂、横瀬町、棚、尾崎、牛神、寺下、中垣内、西久保、赤畠、西ノ山、森ノ上、</p>

堂光、助垣内、福藏、中山、西尾、ショブ谷、矢平南、ショブ谷東、金附、矢平、八岩、井戸八谷下、井戸八谷、ツギノ瀧、留山、カイ附、段ノ北、上ノ段、段、虎坂、坂本、芋ノ西、伏谷、聖人、一ツ田、松山、ユ田、鉢伏、芋、芋ノ下、竹中、東原、天神、永石原、初穂寺、堂田、白山及び馬場、大字出のうち字一ノ筆、高地、金ノ手、伊勢田、鳴坪、野水、上ヶ土、ヘカ地、久原、金坪、六兵衛、坂井田、有広、井田、畠田、北久保、上新田、下新田、新田、鳥井戸、白山、法観坊、石水、堂坂、菊ノ坊、堂屋敷、樋ノ口、堂ノ上、落し、毘沙門、西上人、東上人、丸山、岩道、有ノ谷、小柴尾、笠松尾及び堅道、大字庄のうち字切レ池、山ノ神、前川、芝ノ前、下嶋、美庄田、上嶋、赤坂及び切山、大字垣倉のうち字井手、荒巻、北垣内、西垣内、東垣内、平野、畠浦、荒ノ田、畠垣内、池ノ奥、城ノ尾及び赤木、大字徳田のうち字森本、焼井、森垣、上ノ前、大仙坊、上ノ裕、寺山、東野、伏鹿、西長澤、東長澤、中山、大野、山ノ上、北新田、新林、下樋尻川、切レ池、赤坂、長尾、上樋尻川、山ノ上端、土用穂、替地、南新田、切山、笹尾、椎ノ木、小船、後別當、小丸、後藏、熊住、中條、真谷、西谷、蕨尾及び赤木、大字修理川のうち字長田、舟場、西加九鬼、大谷、東加九鬼、殿田、野々原、上の段、野手、岫の坪、日物谷、清水、平畑、平岩、下打越、上打越、一の瀬、駿田、西谷、鴻の谷、中村坪、白蔵、安岡原、流田、西原、上西原、経谷、細畑、箕谷口、西ノ向、古田、峰、荒田、東原、上東原、寒風及び上加九鬼、大字釜中のうち字小鳴海、綿郷、上谷、北谷、中筋、弓場、温井原、赤沼田及び井櫻、大字上六川のうち字下ノ段、上ノ段、猪谷、西中筋、東中筋、横岩、東松、井出奥、鹿路、天石、神田、岡畑、上立岩、小井戸および上ノ子、大字彦ヶ瀧のうち字仮底、野中、平ノ田、尾園淵、瀧井層、小中垣内、堂ノ裕、西垣内、山道、井ノ内、黒石、大裕、葛藪、尾ノ上垣内、栗裕、大畑、頓田、出水垣内及び北ノ浦、大字瀧井のうち字葛籠、柿坂、妙見、西ノ森、井ノ向、すげ田、櫻田、秋名田、鍛冶屋垣内、袋池、北垣内、柴尾、瀧ノ田、疊岩、弥太郎田、四通り、山ノ首、岩垣内、星尾川原、称ぶ裕、石川、尾ぶけ、裕田、橋詰、下垣内、下澤、杉田、小南田、安摩谷、西山、土井田、岡畑、富田、ばべ山、加以田及び鶴井、大字中のうち字小林、西ノ澤、澤田、八生寺、寺田、向山、西ノ垣内、井出垣内、出水、与ノ久保、瀧月谷、田代、川井岡、中ノ戸、小間小田、北田及び追附、大字生石のうち字森脇、寺原、松尾垣通、鏡石、野々池、細川、平ノ谷、徳岡谷、松原、丸山尾、屋勢谷、岡ノ本、谷垣内、藤ノ本、牛谷及び赤祖、大字金屋のうち字丹子繩手、裕、南山田、松本、楠繩手及び平見、大字市場のうち字古市場、塔野山、横手奥、妙見谷、大椿、空山、才ノ神、大西原、大西谷、西山、片地及び中田、大字中井原のうち字天満尾、天神前、菖蒲谷、山ノ原、亀ノ甲、中井前、大池尻、山崎、出水、年後、池ノ内、芝田、寒風、蓬谷、椎木尾、太夫畑及び城山、大字中野のうち字宮口、北原、上山、野藪、中尾、宮谷、奥谷、後戸、石風呂、松本、北山及

び南山、大字小川のうち字仮屋、堂ノ前、丹波、裕、高瀬、池田、下新田、川原、上田、矢本、道場、芋野、山ノ内、篠坂、冷水、外田、ヒソ原、五四三、大平、赤岩、奥ノ谷、吉田、山ノ尾、柏ノ谷、峯山、登尾、丸山、来蓮寺、曾津、北山、大後瀬、山道谷、西谷、東戸、ウツロ谷、白岩谷及び上野、大字吉原のうち字大苗代、早稻場、蔵垣内、廣瀬、森ヶ滝、生初、岩森、中山、大野、加納、小舟、宮ノ前、細坂、女夫石、白石、新田、大裕、大細、ニツ尾、石垣、宮ノ奥、仁石及び七神、大字粟生のうち字西田、南田、北田、東田、上山、田ノ尻、海瀬、岩瀧戸、檜島、上浦、アゲ田、森谷、北鳥瀬、淀瀬、かむげ及び戎山、大字中原のうち字渡瀬、尾崎及び曾祢尾、大字二澤のうち字祿原、大字三瀬川のうち字長垣及び荒堀、大字東大谷のうち字隠地原、下垣内、西ノ谷、柳澤谷、上沢、中又谷、北又谷、有ノ木浴、田ノ尾、大浴、大井戸及び綱附谷、大字二川のうち字横手、河ノ上、藏窓、堀尾、宮前、黒岩、下林及び東前、大字日物川のうち字宮柿、栗林、田中谷、梅浴、長岡及び長尾、大字境川のうち字宮ノ前、大字楠本のうち字脇浦、細尾、菖蒲、大野登、北野、柵、西原、高嶋、曾祢、野沢及び日浦、大字沼のうち字引尾、浦山、峠、横出、菅原、沼郷、前川、中尾、沼壺、神出、大沼、車尾、寺尾、櫻迫、経田、大平、松尾、百田、一里塚、大畑、円山、沼原及び上沼、大字遠井のうち字沢谷、内浦、浅谷、塔之田、瀧戸ノ尾、中尾、横手及び大木沢、大字三田のうち字前山、志坊谷及び大深、大字大蔵のうち字大蔵垣内、堂ノ尾、前小田浦及び裕前、大字清水のうち字蘭島、溝ノ尾、城山、弓場垣内、紙屋、中通、芝田、前、蘭、堂垣内、和田、青柿、坊ノ前、湯子田、鳴崎、橋詰、露ノ下、城ノ内、善正垣内、前小田、堀井殿、掃除免、栗林下ノ段、谷口、岡ノ段、古城、向田、橋本、小原下端、小原下芝及び新開、大字久野原のうち字佃、萩原、宇和田、花山、内芝、金垣、中島、弓場、上芝、渡瀬、的場、茗荷、砂子、掛橋及び今西、大字井谷のうち字カシ山及びガヨレ、大字板尾のうち字大岩、講田及び田中、大字杉野原のうち字堂浦、平瀬、濱瀬、中畠、中村、奥田、岡ノ原、下柳瀬及び上西並びに大字押出のうち字北野の全域

(3) 大字天満のうち字尻浦町、土生西町、東風垣内町、今城町、文字坊町、中溝町及び妙官小路町、大字下津野のうち字高畠、仁王免、小林、土居内、土居前、堀田、紺屋垣内、右門次郎、池ノ内、南垣内及び北高野、大字明王寺のうち字北垣内及び明王寺原、大字水尻のうち字谷前、僧正、東坪、南坪、谷原、岡添及び西岡、大字野田のうち字吉福、保寿、神楽野、西山、大字土生のうち字羽釜及び山崎、大字庄のうち字宮ノ前、川原田、上中筋、下中筋及び新垣内、大字垣倉のうち字坪田及び川原田、大字徳田のうち字善光地、大字小川のうち字正光、大字釜中のうち字滝の上及び蒸炉火、大字彦ヶ瀧のうち字大六、葛畠及び松原、大字瀧井のうち字久保田、丸山口及び福生山、大字中のうち字峯並びに大字生石のうち字滝谷、倉根谷、喜五郎谷、岫越、岫谷、奥ノ谷及び橋戸谷、大字粟生のうち字床谷、大田口、南鳥瀬、東大和杉、西大和

杉、上今井、下今井、植木原、崎山、巖、北小一谷、南小一谷、東大田及び西大田、大字中原のうち字滝ノ上、向谷、平野、入道谷、霧加曾谷、引尾、滝ノ谷、東谷、平、大石、越木谷、井谷、胡桃谷、高木及び立花川、大字川合のうち字下川原、溝ノ上、大井、横畠、平ラ及び上垣内、大字二澤のうち字溝ノ上、堂林及び稻瀬、大字北野川のうち字大平及び岩脇、大字三瀬川のうち字入山、下浦、上浦、北山、深野、立岩、野中及び北入山、大字東大谷のうち字大成見、皆徳及び栗ノ木平、大字二川のうち字東光寺、山中、東山、オミソギ北、オミソギ南、三瀬川谷南、三瀬川谷北及び瀬詰、大字日物川のうち字長岡應路、卑瀬、宮頭、東畠、阿高谷、北大実曾城、南大実曾城及び澤谷、大字境川のうち字瀬戸、奥ノ瀬、狐岩、大鳥居、的場、五社谷、比曾原、箕谷、下ノ前及び大浴、大字楠本のうち字嵯峨、高天嶽、天町、江立川、神出、尼ヶ瀬、西谷、前川、結城、小中及び上道、大字沼のうち字西原、西山、中崎、鉢伏、宮尾、神出、鮎原及び湯ノ浴、大字遠井のうち字小池、隠地、清水、岩根、田中、西谷、黒松、北浦、桑ノ戸、寄待、岡、山ノ下、西浦及び大谷、大字三田のうち字油田、赤花、大石、若宮、山添、大垣内、谷田、鮎関、壁山、流田、中尾及び沢田、大字宮川のうち字下陰地、中陰地、上陰地、尾端、狭間、春日尾、久保前、荒堀、柳垣内及び平畠、大字大蔵のうち字井上谷、西谷、棚ノ木谷、宮前、黒ヶ谷、岩井谷、峠尻、橋爪、炭屋谷、荒田、不動ノ尾、陰地及び萱谷、大字清水のうち字古田、中岸、櫻木平、梅谷、大谷、栗林上ノ段、高野、奥野、田ノ上、古原露口、坪井、廣井原、美濃、中嶋、湯ノ本、池尻、一ノ谷、奥休場、七臂原、唐谷、阪本、横畠、丸山、奴谷、福尾、西之谷、明光、大淵、野田、風呂ノ谷、出張、小峠上原、小峠下原及び小向、大字下湯川のうち字佛木、柿畠、倉谷、中屋原、多井、宮ノ原、栗林、上浦、峠、中藏、岡田、下村、中村、徳田谷、福井、和田及び南畠、大字久野原のうち字伏津路、西山、西番、北山、針原、ヒ谷、宮ノ尾、北山、向坂、岡ノ向、小谷、青地、大谷、一ノ瀬、床山、釜糟及び大林、大字沼谷のうち字法道路、山ノ谷、西谷、三谷、北山、不動山、二本松及び宮原、大字井谷のうち字嶋川原、上垣内、沼、平ノ池、東田、立神、原手、丸ノ下、住屋谷、ガフレ、岩ノ本、寺手、立伍および亀石、大字板尾のうち字野手、岡手、大西、上峠、岩坂、九木谷、下林、寺垣内、宮浦、立屋、茶屋垣内及びスノ渕、大字杉野原のうち字深谷、小和田、大谷、北垣内、尾鼻及び森垣内並びに大字押出のうち字下横谷、上横谷、中野垣内、滝ノ垣内及び田尻の一部に該当する当該大字の区域

日高川地域

- 日高川町のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分
- (1) 大字鐘巻、土生、小熊、入野、若野、亥子、早藤及び江川の全域
 - (2) 大字中津川のうち字納加原、金山、池尻、岡ノ後、大人、道の坂、穴後、鷹ノ巣、荒堀、細目、石原、古垣内、土畠、びん垣内、森、寺岡、早稻田、墓ノ段、岡後、高岸、清水、沢ノ谷、筒井、山本垣内、池ノ

谷、橋谷、キレン道、懸坂、七見及び牛前、大字千津川のうち字下南谷、南谷、椎尾谷、クズセ、本谷口、落合、寺間谷、下見川谷、宮前、橋本谷、西本谷、上山、椎ノ尾、栗原谷、助太郎谷、長尾谷、上長谷、長岡、下長谷、長岡谷、西長岡、芝田谷、市畠谷、北市畠谷、尾畠、廻り道、横道、東本谷、宮後、宮東、野久保西谷、野久保谷、迎谷、東見川南谷、東見川北谷、加納原、小南谷、山口谷、見川谷池尻、中見川谷、東里神谷、北本谷、たら茹谷、引谷、所志谷及び里神谷、大字蛇尾のうち字垣内、椎ノ原、中ノ谷、森口、古久保、船木谷及び尾ノ上、大字平川のうち字真砂子、小田、中湯谷、鳥居、内野、皿田、西垣内、裏込、西ヶ谷、長尾崎、櫟畠、古河谷、井戸谷、二石谷、垣内、室川東原、竹藪、越ノ戸、谷口、土屋、小桑、室、北垣内、下中津、上中津、三方越、岩目及び加味込、大字三百瀬のうち字宮ノ谷、紀道芝、清水、光導寺、小桑、追谷、庵ノ平、蜻蛉、久恵田、東田、松ノ本、千鳥、桑ノ木、古田、大垣内、永屋、小中畠、中天神、中山、中田、庄野、芝垣内、南畠、堂ノ前、中芝、岩ノ岡、裏瀬町、坪内、大政、花尻、久保、向原、風呂ノ谷、尻ノ瀬、名主谷、西谷、大谷、大門、庭免及び門脇、大字伊藤川のうち字滝ノ下、立石原及び三山口、大字藤野川のうち字六地蔵谷、谷合、畠谷、柿谷口西原、柿谷口東原、岡ノ本、上ノ段、上方手及び六地蔵口、大字山野のうち字古屋前、見上谷、入谷、孫田、岡本、柿垣内、的場、古屋垣内、中平、上柳ヶ瀬、南小原、北小原、滝ノ根、下堀切、長谷、小原、童子畠、中ノ谷、つゑの川口、奥つゑの川、つゑの川、奥中ノ谷、小清水、神ノ川、鴨井田、ふけ、天狗岩、兀田、下川、下平、中平、下田甫、西ノ向、袖ノ木谷、下五味、有ノ木、中小路、梶屋の元、古久保、分木前、片山、滝尻、北頭、後垣内、西ノ芝、椎ノ木、古座畠、西ノ谷、谷口、峠、栗畠、北平、上ノカゲ、弥四郎垣内、上五味、久保、清水谷、宮土、枇杷畠、龜岩垣内、南向、竹ノ久保、長川原、原田、身寄、平、内原垣内、成木、露ノ谷、猪ノ谷及び犬返り、大字和佐のうち字別所谷乙、別所谷甲、越内谷奥、栗屋谷、越内谷、高皿、小口、堂前、大神谷口、大神谷、大神谷奥、神崎谷、落合、鎌田、出合、舟附ノ上、菖蒲谷、中ノ瀬、メ谷、メ谷口、開山、栗原、門前、野尻、谷口、下新田、中新田、上新田、永手、五反田、山崎、下中溝、上中溝、小反谷、堂ノ前、山王、堂ノ本、清水川、谷ノ口下、谷ノ口上、庄太夫屋敷、吉六、宮ノ前、大縄口、大縄奥、中津川谷、中津川谷奥、宮ノ後、滝谷口、滝谷奥、北岡、ふけ、志どし、枇杷ヶ原、田ノ首、別所谷丙、板ヶ谷、神崎谷奥及び千曳並びに大字松瀬のうち字鈴川、大吹ヶ、込山谷、松ノ肌、細ノ瀬、堀作、枯木谷、箱屋谷、大谷中、大谷口、南谷、東風谷、麦尻、中畠、下平、登川、吹上げ、中津川谷、風呂ノ谷、中平、庵ノ谷、下堀、鳩ノ巣、尾畠、西京、西川、松原、西光寺、長手、西柿添、東柿添、上ノ裏、巣ノ谷、渕ノ芝、池、松瀬溝、シタノトロ及びシタノト中の全域

(3) 大字中津川のうち字湯ヲ瀬、猪ノ谷及び東岸、大字千津川のうち字ユズリ尾及び滝

谷、大字蛇尾のうち字西裏、大字平川のうち字長田、苅畠、裕間、森前、田首、槇、江ノ隅、久保ノ向、カハン田、室川西原、皆瀬谷、松尾谷、ソミゲ谷、瀬口ノ谷及び奥谷、大字三百瀬のうち字横手及び小河原、大字伊藤川のうち字森ノ向、滝ノ傍、堂ノ下、上り戸、井ノ片、森ノ下、裏ノ下、坂ノ下、寿源蔵、堂ノ向、新谷、日裏、杉谷、小市、泊り尾、垣畑、葛籠谷、船谷、岡崎、上向、下向、辻口、櫻越、市原及び滝向、大字藤野川のうち字城峪、ヘカ田の向、滝ノ谷、荒堀、御金ヤシキ、岡ノ原、ヤンキノ谷、白続畑、柿谷奥、東谷口南原、東谷口西原、大広ヶ、木綿畑、炭屋谷、日裏、大将軍、松ノ本、道ノ上、西谷口、ワンド、松ノ向イ、六地蔵口西原、木綿畠口及び四ツ辻、大字山野のうち字猪飼谷、机谷、梶畑、五郎田、小家、小森垣内、足川、滑谷、炭釜、張川口、浜谷、五本松、光道、笹、松山、宮ノ向、隣垣内、下高川、高川、下垣内、尼谷、宗井ノ谷、小羅谷、西川谷、森ノ本、中江ノ本、五郎太郎垣内、出口垣内、山口、西ノ前、竹畠垣内、岡ノ鼻、滝谷、宗井田、高皿、瀬川、前ノ垣内、谷口、背戸垣内、四十垣内、中畑、仏串、後谷、明神崎、横岩、掛谷、北松原、南松原、大畑、森屋垣内、上野垣内、東谷、かうじ谷、市橋、北宮脇、寺前、下ノ上、寺向、楠平、岡前、平四郎原、加山、門口、下柳ヶ瀬、加別当、上堀切、宮前、西宮脇、中張川、奥張川、溝畠垣内、北谷及び的場、大字和佐のうち字別所谷庚、別所谷戌、別所谷己及び別所谷丁並びに大字松瀬のうち字シタノト奥、大谷、大谷奥、日尾、中尾及び奥曾の一部に該当する当該大字の区域

(4) 大字小釜本及び坂野川の全域

(5) 大字船津のうち字三田、小谷、原前、野々峯、谷添、檍之浦、初丁浦、沖谷、丸畠町、北垣内、岩坂、風呂ノ谷、吉川田、土肥、大沼、前田、芝、赤坂、中芝、王子神、小野田井、岡本、坂本、西田、西田山、弓場、庄田、小津茂、垣内、澤田、東田井、畑山、沼田、井之関、岡田、横尾、間野、田中、滝本、森、中原、水落、池ノ奥、裕、滝ノ本、大熊及び裕尾、大字西原のうち字谷口、土佐谷、岩谷、橋本、品野垣内、野首、藤野、小畑、大江及び滝谷、大字高津尾のうち字芝崎、堂ノ前、野手崎、皿田、梅の木、阿田木野、中瀬、古垣内、中深、西久保、中原、早稻田、尾曾谷、古軒行、平割、貳反田、井戸久保、上平、瀧尻、池谷、後万田、忠膳、口崎、株井、蕨平、下平、長滝、羽根田及び板立、大字姉子のうち字川ノ上、瀧ノ肩、株井口、株井、鬼板、細通及び平、大字三十木のうち字芝崎、前田、垣内、芝ノ上、的場、中ノ長、小深、合水、アンノ谷、笹添及び原山、大字原日浦のうち字西ノ岡、原、岡崎、井戸谷、赤松及び谷口、大字三十井川のうち字杖立、大又口、西ノ谷、尻谷、橋詰及び谷口、大字佐井のうち字袖瀬、小峪、芝添、州崎、大芝、下芝、柞原、久保谷、久保谷口、岩ノ谷、田井谷南原、奥闇暗、孫兵衛谷、ハビ峪、一つ田奥、田井谷北原、坂口、大岩、岩井、埜田、城ヶ谷、佃田、露爪、前田、西垣内、中垣内、坪内、井ノ上、片山、芝、橋倉、隠谷上、隠谷、楠之木谷、寺之上及び墓段、大字老星のうち字下坂

本、中坂本、上坂本及び小屋口、大字大又のうち字大又口及び大津、大字三佐のうち字土井垣内、弥ノ谷、堂ノ前、戸崎、藤原、中橋、北地、弓場、坂東、福井、竹垣内、東谷、萩原及び大串、大字田尻のうち字田中、谷、森ノ口、古屋、土佐垣内、沢垣内、中ノ切、小田本、田首谷、上エノ段、菖蒲及び中沼、大字下田原のうち字久保、堂ノ前、倉垣内、後裕、大神宮及び筒井並びに大字上田原のうち字井ノ尻、北垣内、廣畑、大畠町、中道、榎通り、宮ノ前及び池ノ奥の全域

(6) 大字船津のうち字大谷、瀧ノ谷、岡崎、小野谷、若宮谷、小津茂谷、岩ノ谷、大峪及び中尾、大字西原のうち字大熊及び喜戸口、大字高津尾のうち字本郷、廣瀬、尾曾、中木及び小原、大字姉子のうち字瀧ノ峯、日浦及び瀬戸、大字三十木のうち字土井谷、高月、井ノ谷及び伊藤、大字原日浦のうち字井ノ又及び平岩、大字三十井川のうち字言教、井ノ又、滝谷、芦谷、中曾及び宮ノ口、大字佐井のうち字逆巻、風呂谷、寄峪、露谷及び芦谷、大字老星のうち字大畑、逆づち、氏神前及び東谷、大字大又のうち字洞谷、小森谷、櫻ノ上、小森、小久保、式畠町、津々ノ河、前西、柿谷及び楨谷、大字三佐のうち字井ノ上及び木川谷、大字田尻のうち字本谷及び貝野、大字下田原のうち字橋戸、荒折、瀬詰、東及び上ノ段並びに大字上田原のうち字石仏、谷口幸合及び池ノ尻の一部に該当する当該大字の区域

(7) 大字川原河の全域

(8) 大字皆瀬のうち字岡崎、前田、森ノ前、道ノ下、前道、大畠町通、堂ノ前、太尾通及び中野通、大字浅間のうち字彦野上エ、大字熊野川のうち字中切レ、堂乃前、柏谷、南垣内、下友渕、山口、小松及び蕨谷、大字滝頭のうち字森垣内、田中、峯田、四ツ田、久保及び中、大字初湯川のうち字大門、丹後、林、栗、池田、大屋、堂浦及び和田、大字上初湯川のうち字久保、垣内原、福井及び和田、大字弥谷のうち字宮ノ前及び椿川並びに大字寒川のうち字下平、高野、芝平、中津川、新開、宇井崎、蛇原、中ノ前、柿原、北ノ垣内、ハザノ谷、笹見藏、宮ノ平、林垣内、浦木垣内、東垣内、土井垣内、梅原垣内、長井垣内、コノ垣内、夏刈、宇治原、陰地、道ノ下、井の上向、上三浦、古瀬、海谷口、丸田、竹ノ垣内、滝坂、名花口、的場垣内、月平、西應地、東垣内、龍谷、田の上垣内、露理、高畠垣内、田ノ首垣内、後口垣内、古畠垣内、井ノ平、小棚垣内、前平、中平、小原瀬、谷口、山口垣内、手羽摺、平野、谷端、牧ノ瀬、大家垣内、森田垣内、曾和垣内、中西垣内、向小藪、小藪垣内及び鈴崎の全域

(9) 大字上越方のうち字日浦、露谷、立道及び橋渡、大字皆瀬のうち字西樫合、宮ノ前、皿田、木地屋、瀬首、鳥居、笹ノ瀬、大津呂、横畑、氏神ノ本、露谷、下郷原、丸嶋、北谷及び梅坂、大字浅間のうち字樫根キ、森脇、大津呂、橋詰メ、井ノ脇及び大串、大字熊野川のうち字甲崎、上エノ段、堂ノ谷、西ノ谷、中垣内前、中、竿本、柳瀬、上友渕、黒川、野々川及び一萬、大字滝頭のうち字木滝口、玄内、栗及び細畑、大字初湯川のうち字串ノ浦、中之瀬、黒峪、小川、加露渡、木地屋、平、和倉、山本

	<p>、中屋、森谷、稻谷、横山、上垣内、蛇ノ谷、洞、向林、片串谷、庄司、宝柏、大島、前、長嶽向イ、山地神向イ、小家、佐々木谷、佐々木、丈谷、丈乎、搭ノ島、滝山、坂本、東谷、広原、柳、小串、西峯、丈平向イ、戸瀬、打越、山地神、中屋、ウツボ谷、長嶽、黒沼及び袖、大字愛川のうち字栗平、戸瀬、札場、坂、中ノ串、田ノ上、小串、先小串、木淹、西、坂本、弓場、泓、滝尻、西垣、柏尾及び北林、大字上初湯川のうち北入谷、葛谷、橋渡、中谷、岡ノ垣内、西和田、鉢、東和田、東垣内、日浦垣内、追谷、南入谷及び門、大字弥谷のうち新屋、裕、東又、洞谷、西谷、上平、中平及び幸中並びに大字寒川のうち小藪川南原、板垣内南原、土井東原、中村、朔日東原、滝ノ上、朔日西原、中村西原、高野北原、高野南原、土井西原、高野西原、下西ノ川西原、上西ノ川西原、上西ノ川東原、下西ノ川東原、谷山、海谷、滝山東原、池藏の岡、堂ノ向、ヲソ越、川向イ、菅蔵、土取垣内、井の上、下垣内、大家垣内、森垣内、南垣内、中垣内、上垣内、下ノ垣内、目原垣内、滝川原、滝陰地、名ノ谷、古垣内、あめん垣内、津賀尾、戸瀬尾、倉ノ裕、串垣内、澤垣内、下西垣内、入谷垣内、辻垣内、打越垣内、宮代垣内、有ノ木、古屋取、ハゼ垣内、上平、中ノ串、セリ蔵、向中野、中野、田ノ垣内、的場垣内、炭屋垣内の一部に該当する当該大字の区域</p>	<p>、筆ヶ谷、馬越田尾、中ノ山田、中平野の各一部の区域</p> <p>(3) 熊野川町大字日足のうち字宮ノ口、水谷垣内、相須、相須前、イヤノ谷、神丸、蛭田、芝新田、中神丸、岸ノ上、井地、浦ノ井地、小坂、郷ノ上、猿掛、又づり、坪井、上村、池ノ内及び浦地、熊野川町大字椋ノ井のうち字ニツ石、前平及び野田、熊野川町大字能城山本のうち字イヤノ奥、浦地、村ノ奥、上エ地、畑谷、下モ地、竹の前、下久保、津本前、早稲田、垣ノ内、落久保、能城久保、田ノ尻、輪の内、瀬戸畠、大川辺、尾ゴノ地、水溜、奈古根、平嶋及び中瀬、熊野川町大字赤木のうち字相須平、小谷、山津羅、野田、敷平、谷尻、津美、宮ノ口、芝ノ谷、下浦、露ノ奥、坂の頭、上垣内、小畑、赤木谷、加苅、中平、溝ノ平、池ノ尻、中ゾ及び押熊、熊野川町大字長井のうち字長井、井地、栗原、小和瀬、倉尻、宮ノ川原、小口、躍鳴口及び一夜谷、熊野川町大字東のうち字小野鼻、小野、ニツ石、加渕谷、岩ノ崎、野中、スミノ奥、長宇井、和田、長尾、加渕谷ノ上、田中、長尾上、向井、野中向イ、柿原、大岡、兵連峯、兵連、上二川、小野岡、倉本、椎尾、一夜畠、杵ノ岡、水座及び峯、熊野川町大字大山のうち字庵ノ岡、沖浦、峪、中前、峯ノ久保、椎尾板、小平、長尾、谷、赤倉、岩ノ谷、一ヶ谷、中曾、中川原、出合、熊去り、櫻し道、長ナヘラ及び柄棚、熊野川町大字西敷屋のうち字小口、熊野川町大字四滝のうち字更田、大畑、殿峪、谷口、上無、前通、下垣内及び下居地並びに熊野川町大字宮井のうち字下居地、中居地、上居地及び池ノ本の全域</p> <p>(4) 熊野川町大字日足のうち字寺風呂谷、治葉谷、杉ヨ、宮ノ前、栗久保、中須、小谷、上地、広井、道、峠谷、陰地、山ノ谷、萬歳、炭窯、大谷、木裏峪、加々栗、尾志古谷、大和田及び峠、熊野川町大字椋井のうち字ツブセ、細井、高畠、口谷口、奥谷口、道嶋、里及び足谷、熊野川町大字上長井のうち字小和瀬向エ、焼山口及び道中瀬、熊野川町大字大山のうち字立内、下モ伊屋ノ谷、上ミ伊屋ノ谷、八兵工垣内及び平見、熊野川町大字西敷屋のうち字上地、見産地、ドウドウ、小畑、宮ヶ谷、姥ヶ谷、露掛り、丸田、宮作、松尾平、田坊、垣内、長瀬及び内ノ井、熊野川町大字東敷屋のうち字イラ原、大嶋、高地、上清水、清水及び上工地、熊野川町大字九重のうち字不動峪、坂頭、大田和、甲田尾、浦越山、相須坂、九重谷、ホコエ及び和田、熊野川町大字四滝のうち字日浦、大園、相須、幸司、高野原、殿峪、ロクロ坪、丸尾、石ノ本及び橋ノ本、熊野川町大字宮井のうち字津呂、城ノ上及び宮ノ谷、熊野川町大字相須のうち字宮ノ下、宮ノ上、西ノ谷、広野、時田及び和田並びに熊野川町大字西のうち字和田、西、五味、向イ平、古川、中ノ川、峯山、大小森及び長尾の各一部の区域</p>
新宮地域	<p>新宮市のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 新宮のうち字水坪、広角の一部、大峪、大平見及び桧山、三輪崎のうち字東高森、大高野、西高森、源ヶ林、高野坂、峰の一部、堀切、清水口、原添、永田、立石及び清水、佐野のうち字高、井関後及び久保、木の川のうち里ノ内の一帯、八反田、西森、横手、道石、立石及び舟山、相賀のうち字水溜、田地越、中ノ切、滝頭、番峪、小砂、野々瀬、藏向イ、高滝、広野、赤尾、松久保、川内出張、イデハタ、小阪、高目、ハサダ、赤阪、五郎畠、出尾、古河、赤木原、平山、三本松、高王地及び葛尾並びに高田のうち字笹田尻、笹、百合鼻、道ノ前、松山、久保、峠野、峠中野、見座小山、和芝、前平、庵谷、蔭地、庵向、神浦、畠頭、畠中、下り場、滝頭、栗木添、西の平、亀嶋、月出、松場、柄谷、田畠中口、明鹿野、平野、樅山、猿飼、蔭地、嶋根、橋詰、丸内作、高谷、岸ノ下、大橋、麝香谷、内鹿野、栗原、宇和平、葛鹿野、鈴、崎廣、平瀬、蔭地野、小豆尾、平野平、細平、柿原地、柿原岡、津呂地、北向、中曾、赤土、前地上ミノ地、空地、足り、高女、久保ノ奥、伊勢楠、中洲、大野、大野尻、風道、菅原口、水座、向井坪、小菅原、中神尾畠、葛藪、尾放、上野、平見、和田、北端、奥口、尋野、久保ノ峪、遊居谷宮ノ谷及び大菅原の区域</p> <p>(2) 新宮のうち字石ヶ坪、南谷、左指ヶ鼻、砂羅及び鴻田、三輪崎のうち字間谷、水坪及び河野、佐野のうち字西山、木の川のうち字袋作及び児子ヶ原、相賀のうち字西畠及び大山、高田のうち字大野、左り峯、下蔭地、高野、廣野、中山、大地及び戸矢倉の各一部並びに南桧杖のうち字三田、栗ノ木山田、田尾、堂ノ前、中ノ口、柿ノ木谷</p>	<p>串本地域</p> <p>串本市のうち次に掲げる区域であって、別図で示した部分</p> <p>(1) 大字有田上の全域</p> <p>(2) 大字和深のうち字中平見、上田ノ岡、下田ノ岡、稻畠、下地、寺ノ前、和田ノ谷、中島、岸ノ谷、井ノ谷、竹ノ垣内、宮ノ平、丸ノ本、觀音平、宇江ノ前、城ノ下、鍋</p>

状、阪ノ本、新川、田子瀬、マゲ谷、岩ノ淵、恩法院、池ノ谷、大藤谷、宇下郷、東ノ平見、灰ノ岡、左立谷、左立イチゴ谷、安指平見、安指本川筋、安指郷、鶴子ノ平見、二ノ本、馬刀市、中小田子、仙助平見及び下左立、大字田子のうち字元峯平見、寺ノ前、江崎、堂目、内ノ平、石川前、中ノ前、瀬戸ノ谷、宮ノ向、木ノ下、塔ヶ谷、橋詰、郷、箕之輪、比興野、戸矢倉、丸ノ元、比ノ木谷、芝、高原、山口、瀬江真谷、瀬江東谷、矢戸瀬、瀬江駆折及び栗ノ木谷、大字江田のうち字柿木田、前立、瀧ノ尻、中ノ河、堂田、菖蒲田、大河谷、横谷、瀬井ノ郷、岸ノ谷、新平見、中平見、鍋屋平見、打越及び向畑、大字田並のうち字半助、平見、西ノ峯、西平見、大河原、田ノ添、田中、洞谷、芋谷、埻ノ口、屋敷前、池ノ谷、屋敷ノ元及び谷山、大字田並上のうち字山崎、和田前、上ミ之山、大家前、後口地、田之谷、宮之地、表木口、荒木谷、串之後呂、梶木谷、中ノ谷、牛屋谷、城田、楠之地、長宇井、大川、井之鼻、田子田、小川、向本、山口及び彦右衛門屋敷、大字有田のうち字入谷、西之峯、ぬたの尾、江郷、和田地、院駄羅、大山口、大山及び高場元、大字吐生のうち字溝口、杭珞、浅田、大江、土尻、泉、熊谷口、串ノ崎、内之谷口、西ノ土尻、奥地口、西之前、引田、宮之向、崎前及び池之元、大字高富のうち字虫取和田、郷原木、高原口、脇の宇井、姫山の宇井、長ウ井、土地木、土佐口、平見田、細宇井、天狗島、船郷、横石垣、藏尻、芝之宇井、和田ノウイ、門トノ前、上ミノ坊、丸山ノ宇井、池ノ宇井、新シ宇井、西ノ本、新畠ウイ、寺前、串ノ本、釜郷原谷、諸滝、諸ノ木、真谷、丸ノ腰及び下佐、大字二色のうち字本莊口、模山、榎谷、懸の露、上小山、小峯谷口、尻口、俵ウイ、宇井、滝ノ宇井、吐生谷、放生、奥ノ宇井ノ内、炭床、片不多、夜ヶ谷口、和田ノ元、楠ノ下、尾鼻、寺前(甲、乙)、西ノ地、中洲(甲、乙)、蓼原、小屋敷、上ノ坂、又謝谷、本郷、袋平見、栗谷、世義山、宮ノ谷、高旗、熊谷及び牛市、大字くじの川のうち字藤倉、天上、大和田、下大和田、上ワ平、一ノ滝口、芝ノ宇井、桧尾、音川向ヒ、小畑、高津、ウワミ、北山、一雨、女夫嶋、松藪、中宮ノ上ミ、在家地、知野谷、在家川向、中ノ畑、田ノ頭、六正寺、前ノ田、裕ノ元、滝畑、古屋敷、寄地、五地ヶ谷、ヤンフ、尾眞崎、堀金、菅之谷、岩崎、大乘郷、田代谷、大工谷、大谷、汐入、堂谷、大水崎セキノ浦、大浦谷、馬目山、タタナリ、高畑、久兵衛谷、狭間ノ谷、道免谷、ノブ島馳出シ、野島坂ノ谷及び滝ノ谷、大字串本のうち字大水崎平見、寅谷、江川、小谷、小森谷、矢倉谷、新平見、大山平見、細田本谷、細田中ノ谷、細田西ノ谷、細田平見、奥ノ谷、奥ノ谷平見、串本谷平見、西ノ岡、寅谷平見、笠嶋谷、笠嶋平見及び滝ノ谷、大字潮岬のうち字上野平見、源四郎谷、竹原、コナレ、平松、東谷ノ本、株知谷切、株知谷ノ本、今立、中尾、株知谷、操作、東谷、大垣内、金郷、北山敷、木戸、平松堀切、平松高見、菖蒲ヶ谷、上地、城戸、本坊地、崎地、戸戸ノ谷、佐々木谷、向地、芝小路、西谷、沼田ノ下リ、湊端、森、スクリミ、吹上、塔石及び中尾ノ本、大字出雲

のうち字井城、中地、奥地、大城、菖蒲谷、松ノ内、上田ノ頭、市附、上尾ノ浦、平松、山番之谷、塔石新平見、宮ノ谷、中尾、新平見ノ南、宮ノ谷平見、上鍵谷、五畠ヶ谷、上畦ノ谷、下畦ノ谷、板東平見、樹原、白谷、土手、小深、中平見谷、中平見、西浦、板東谷、上大筒井、上ハ作リ、墓所平見、酸蔥谷、居家之下、下姫作リ、上姫作リ、八畠町、下小筒井、上小筒井、下鍵谷、狸谷平見、下狸谷、上狸谷、上白倉谷、白倉、白倉下之谷、真笛谷、真笛之平見、権現坂之上、権現坂之下、安田、須賀、下須賀、塔ノ木、須賀谷、須賀谷平見、権現中平見、権現上平見、上池之元、上黒土、下黒土、下池之谷及びイヤミケ平見、大字大島のうち字中山、女夫嶋、寺ノ上及び寺の谷、大字須江のうち字一つ松並びに大字櫻野のうち字ラジガ谷、大裕、上野高、山ノアラ田、ハザノ谷、大森、野高、カゴノ谷、籠ノ森、元ノ山、柏谷、ムジカハイ、大耳谷、小耳谷、本ノ田、ハブカシリ、ハブカエシ、足ノウラ、堀ノ越シ、笹ノ平見、二ノ屋敷、屋敷、中山、屋敷ベラ、萩尾山谷、水引、ナルカミ、上ノシラ屋、松ノ尾、下ノ松尾、ヲクノ山、西ノ森、イガミ作、水木ケ裕、坂足、地下田、寺田川端、アノキ、阿ノ木谷及び上ノアシロの全域
(3) 大字和深のうち字東羅浦、雨嶋川、雨嶋平見、井戸ノ川、向平見、熊谷川、西ノ平見、鵜塚、菅ノ字井、山崎、船並、新田平見、鍋伏、和田崎、岩ノ平見、横畠平、九ノ平見、金崎、ウツボ谷、赤瀬平見、上ミ小田子及び下小田子、大字田子のうち字大追平、中ノ平見、瀬江浜、嵐栗ノ木、嵐西谷、嵐片蓋及び浜地、大字江田のうち字小嵐、庄太夫平見、志古谷、汐入、加多井、塔ノ谷、宮田、加利畑、西畑、庄司前、南畑、小舟瀬及び松尾平見、大字田並のうち字広田、中ノ谷、下モ野渕、円光寺前、弁天山、寺山、笹平見、大浦平見及び尾古貴、大字田並上のうち字土木谷及び大裕、大字有田のうち字錦浦、貝岡、東地及び西地、大字高富のうち字東山、坂本、浜根ノ本、釜郷原、中山、炭床、地蔵谷、高浜、長吉谷、高濱谷、白旗及び北山、大字二色のうち字袋甲、袋乙及び大嶋、大字くじの川のうち字牛越、大字潮岬のうち字野名官林、泰ヶ屋敷、住崎、山ノ神、住崎谷、道段田、亀戸、道金作、高塚、楠平見、佐々木、風呂谷、城山、ナタボ、浪之浦、上見、萩尾及び牧崎、大字串本のうち大洞、松ノ内、地蔵道、袋寺ノ元、塩屋谷、元山平見、尾ノ浦、尾浦平見及び片江、大字大島のうち字金山、松山、大猪喰、猪喰、打越、田代、炭釜、山口、櫛ヶ谷、遠見、ヌクト、札ノ崎及び小猪喰、大字須江のうち字ナギノ谷、大井サダ、中峰、白野、川ノ奥、滝頭二色ノ川及び赤崎並びに大字櫻野のうち字アジカミ、ヲジカ森、葛ヶ峪、黒山、棹取平見、堀越、上ノ鼻、大櫻野、堀ノ谷、下鼻、尾崎三ノ下、尾崎、高森、上ノアジロ、鷹ノ巣及びトヲガ原の一部該当する当該大字の区域
(4) 大字里川のうち地域森林計画の樹立等に関する規定第3条に基づき定められた民有林の林班番号(旧和深村の林班番号)32番から35番まで、37番、38番、41番から43番まで及び50番から52番までに該当する区域を除いた区域

(5) 大字伊串のうち字向地、大字西向のうち字目津郷、大字古田のうち字女鹿ノ谷及び中立、大字上田原のうち字石瀬戸、下タウイ、小槍曾原、江崎、松崎、仏ノウイ、物譯場、ウイ崎、尾ジウイ、赤嶋、道ノ平、枇杷ヶ谷口、白木平、船越、磧ノ平、荒堀、品小森、柿ノ崎、ヒエ畠、カジウイ、緑ウイ、スクノウイ、ツブリガウイ、高畠、漆畠、鍋裏、折橋、桂松、堂ノ窪、枇杷ヶ谷、徳右衛門地、芝崎、池ノ地、池之田、追作り、下向、門口、秀田、西ノ本、ドミキ、地蔵前、竹ノ本、和田地、二部田、永畠、オウジウイ、鍛ヶ淵、車田、河原田、タケ瀬、岡ノ前、竹ノ鼻、岡ノ平及び和田谷並びに大字佐部のうち字佐部ノ口、小池ノ口、滝ノ口、廣田、地下ノ坪、長浦、根木地、音が屋敷、大畠ヶ、脇ノ地及び佐部ノ丸の全域

(6) 大字姫川のうち字フジクラ、栗山、向ヒ、ナキハタ、カシ谷、クゼノ谷、白木屋谷、エチ平及び市谷、大字姫のうち字崩、ヤゴ谷、上地、大美那口、向地、久保、溝ヤ山の神、溝ヤ谷、作畠、ゴウラ及び沖地、大字伊串のうち字池ノ谷、小谷、濱地、中持、上地、山の神、タイラ、高州、品田、横手、西ノ谷、鳥居鼻、うる子及び重ノ谷、大字西向のうち字岩淵、カジヤ谷、フジ原、竹ノ鼻、土井、後の背戸、松ノ後口、横畠、目津奥、野原及び大津郷、大字神野川のうち字南裕、アザミ原、寺ノ前、廣田、炭床、山尾ス及び西谷、大字古田のうち字岩淵谷、山口、裕、市谷、真土及び栗原、大字中湊のうち字右東谷、大字津荷のうち字南、シウケ、地下、廣野、ウエノ前、江川、坂ノ口、寺、北曾口、山口及び東、大字田原のうち字城道吹上げ、和田前、坊、渡瀬、中田、下モ才、片田、丸山、堂道、女郎神、山中、城廊、中屋、中ノ川及び玉藏院、大字上田原のうち字柿立場谷、立場谷、野ヲ瀬、大河坪、双可敷、岩屋、宮ノ本、岩崎及び庄下川口並びに大字佐部のうち字向イノウイ、湯ノ谷口、湯ノ谷奥、廣井、ドミロ、木村、大川端及び湯荷郷の一部に該当する当該大字の区域